□外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準対象外

2．一次エネルギー消費量に関する事項

⑴　非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分

□基準省令第１条第１項第１号イの基準　□基準省令第１条第１項第１号ロの基準
基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）

⑵　住宅又は複合建築物の住宅部分

□基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
□一次エネルギー消費量に関する仕様基準
共用部分の基準一次エネルギー消費量（　　ＧＪ／年）
共用部分の設計一次エネルギー消費量（　　ＧＪ／年）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）

⑶　複合建築物

基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）

【16．工事着手予定年月日】平成　　年　　月　　日

【17．工事完了予定年月日】平成　　年　　月　　日

【18．備考】

（第四面）

［住戸に関する事項］

【１．住戸の番号】

【２．住戸の存する階】　　階

【３．専用部分の床面積】　　㎡